

日本人の国家観

— 制度論的視点からのアプローチ

渡 邊 泰 之

(元政策研究大学院大学准教授)

はじめに

我々は普段、国家観といったことを考えることは少ない。それは、この半世紀ほど、対外的な脅威などに悩まされることもなく平和に生活できたことの裏返しとも言われる¹。

そもそも、「国家観」とは何であろうか。様々な定義があるが、本稿では「国家に関する（国民の）共有知識」と定義する。その上で、「国家」を「政府により排他的かつ強制的に掌握された領土に存在する主体の関係をめぐる安定的秩序²」と、「秩序」を「社会生活が混乱なく営まれるために必要な社会の制度³」と、「制度」を「（政府を含む）

主体の戦略的相互作用を通じて創出され、結果的にそれが自己拘束的になったルール⁴」とそれぞれ定義する。

「制度は（国民の）実生活における行動やインセンティブに影響するため、国家の成功や失敗を形作る⁵」ことから、どのような制度を生成・維持するかは国民にとり極めて重要な問題である。

制度を安定的に維持するためには、その制度に関し主体間で共有知識が存在していることが求められる。例えば、タクシーに手を振る行為が「タクシーを呼び止める行為」との共有知識がなければタクシー制度は成立しない。一方、この共有知識に変更があれば、制度が変更されることにもつながる⁷。

同様に、国家という制度を適切に生成・維持・変更するためには、その共有知識たる国家観を適切に生成・維持・変更しなければならぬ。

つまり、「国家観の軸を定めておかなければ、沸き起る問題の解決の道を自らの手で切り拓いていくだけの力を持つことはできない」ということになる。

本稿は、その国家観の軸を今後定めるに際し、制度論の立場から一つの視座を提供しようとするものである。

なお、本稿は個人的な見解であり、所属する組織とは関係がないことを付言する。

一 制度について

国家観の軸を定める場合、日本人がどのような国家観を有しているか、あるいは有していたのかの把握が重要となる。

その把握のためには、国際慣習法制度の生成過程を知り、制度の生成過程の理解を深めるのが近道である。

国際慣習法とは、国際司法裁判所規定第三八条第一項bに規定する「法として認められた一般慣行の証拠としての

国際慣習」を意味し、国際法の法源の一つである。

国際慣習法が成立するためには、諸国の一定の行為（作為または不作為）が反復・継続して行われる「慣行」という事実的要素と、その慣行を法的に拘束力あるものとして認める「法的確信 (opinio juris)」という心理的要素の両面が必要である。

慣行は、「利害の一致 (coincidence of interest)」「調整 (coordination)」「強制 (coercion)」「協力 (cooperation)」から生まれる¹⁰。

「利害の一致」に基づき慣行が生まれる過程について、二つの隣接する国（イ国とロ国）の領海にもう一方の国籍の船舶がそれぞれ同時に侵入した場合、両国が攻撃と宥和のいずれの戦略を選ぶかとの状況を想定して説明する。

イ国が宥和戦略をとり、ロ国籍船舶の領海侵入を黙認し、ロ国に領海侵入したイ国籍船舶へのロ国の攻撃も黙認する場合、ロ国も宥和戦略をとればイ国の利得は4、ロ国が攻撃戦略をとれば国内の世論硬化で生じる損失3を差し引きイ国の利得は1となる。一方、イ国が攻撃戦略をとる、領海侵入したロ国籍船舶を攻撃し、ロ国に領海侵入したイ国籍船舶へのロ国の攻撃に報復する場合、ロ国が宥和

戦略をとれば攻撃費用1を差し引きイ国の利得は3、ロ国が攻撃戦略をとれば紛争激化で生じる損失4を差し引きイ国の利得は0となるとする。以上の利得状況はロ国も同様とした場合、利得行列は図1のようになる。

この場合、イ国、ロ国ともに宥和戦略をとった方が良いことになる。なぜならば、イ国にとって、ロ国が攻撃戦略をとった場合、宥和戦略をとることが最適（0ハ1）であり、ロ国が宥和戦略をとった場合も宥和戦略をとることが最適（3ハ4）であるからである。同様のことはロ国についてもいえる。つまり、両国ともに、宥和戦略をとるのが最適であり、その最適な状況から逸脱するインセンティブは両国にない。つまりナッシュ均衡状態にある。「ナッシュ均衡」とは「(ゲームの)各プレイヤーの戦略がそれ以外のすべてのプレイヤーの戦略に対する最適反応になっている」状態である¹¹。ナッシュ均衡が成立している時、その戦略は、主体にとって自己拘束的なものとなる。

この戦略をイ国・ロ国以外の諸国家も採用し、他国籍の船舶が領海侵入をした場合に黙認するという行為が諸国間で反復・継続されるようになると、この慣行がルールであるとの法的確信を諸国家が共有するようになる。言い換え

		イ国	
		攻撃	宥和
ロ国	攻撃	0、0	3、1
	宥和	1、3	4、4

図1

		イ国	
		左	右
ロ国	左	4、4	0、0
	右	0、0	4、4

図2

ると、制度たる慣行を自らの行動を制約する法と認識する共有知識が国際社会の主体間に行き渡っている状態になるということである。これが国際慣習法と呼ばれる制度の生まれる一つの原因である。

国際慣習法が生成される二つ目の要因としての「調整」を説明する。イ国籍の船舶とロ国籍の船舶が公海上で対峙する場合、自国籍の船舶を右に避けさせるか、左に避けさせるかという状況を想定する。その場合、利得行列は例えば図2の通りとなる。

イ国籍の船舶が左に避けようとし、ロ国籍の船舶が右に避けようすると衝突する。その場合、両国ともに利得は0。イ国籍の船舶とロ国籍の船舶がともに左に避けようすると、衝突を回避でき両国とも利得は4。両船舶とも右に避けるのでも同様の結果となる。つまり、イ国とロ国は、両国とも同じ方向に避けるよう自国籍の船舶に指示することが均衡を生み出すことになる。

この場合、ナッシュ均衡が二つあるが、そのどちらかに調整されれば、そのルールを逸脱するインセンティブは両国ともになく、結果として慣行となり、さらに法的確信が生まれ、国際慣習法として制度化されていく。¹²

国際慣習法が生成される三つ目の要因は「強制」である。以下の状況を想定し説明する。

イ国とロ国とがお互いに宥和し攻撃を見合わせれば両国ともに利得4を得られるとする。どちらかの国が攻撃をしかけ、それに対し、もう一方の国が宥和戦略をとる（即ち反撃しない）場合、攻撃した国は、利得5を得られる一方、攻撃された国の利得は1となるとする。お互いに攻撃しあった場合、両国の利得はともに2となるとする。

これはいわゆる「囚人のジレンマ」と言われる状況であ

り、両国にとって合理的な戦略は双方に攻撃することである。つまり、イ国にとって、ロ国が攻撃戦略を選んだ場合、攻撃戦略の方が宥和戦略よりも多くの利得を得る（2√1）ことができ、一方で、ロ国が宥和戦略を選んだ場合、攻撃戦略の方が宥和戦略よりも多くの利得を得る（5√4）。同様のことはロ国についてもいえる。したがって、両国ともに攻撃が最適の戦略になり、ともに2の利得を得てナッシュ均衡の状態となる。

しかし、これは決して、パレート効率的（誰かの利得を犠牲にしなければ他の誰かの利得を高めることができない状態）ではない。両国はお互いに宥和の戦略をとることで4の利得を獲得できるからである。

お互いに利得を増加させる戦略があることが分かっているが、相手が裏切り出し抜くことを恐れて、その戦略をとることができないジレンマ状況に両国はある。これを解決するにはどうしたら良いのか。

国際社会において、集団安全保障（collective security）という戦略がある。¹³これは、ある国が他国を攻撃した場合、その国を周辺国が集団で軍事的制裁を加えるやり方である。仮に、この軍事的制裁という「強制」により、他国

を攻撃した国が2の利得を失うとした場合、図3の利得行列は図4のように変わる。利得行列は、「利害の一致」と同じ構造になる。両国の最適な戦略は宥和となり、以前の状況よりもパレート効率的となる。即ち「強制」があることで、主体全ての利得が高まることになる。

このように、他国を攻撃すると周辺国から集団で軍事的制裁が行われるのだと諸国が共通して認識し、その認識を前提として諸国が宥和戦略をとることで、パレート効率的な均衡が保たれ慣行となる。さらに法的確信が伴えば、国際慣習法になる。

		イ国	
		攻撃	宥和
ロ国	攻撃	2、2	5、1
	宥和	1、5	4、4

図3

		イ国	
		攻撃	宥和
ロ国	攻撃	0、0	3、1
	宥和	1、3	4、4

図4

国際慣習法が成立する第四の要因の「協力」は、「強制」と同様、囚人のジレンマ状況を解決する。この手法は、諸外国同士が継続的に関係を持つ場合に利用可能である。

上記のイ国とロ国が、周辺国による集団的な軍事的制裁などの強制措置がない場合において、ともに宥和戦略を採用しており、かつ、ともに永久的に両国間でやり取りをする（と感じている）状況であると仮定する。イ国が攻撃戦略に切り替えた場合、その瞬間は、それまで以上の利得を得られる一方で、それ以降、ロ国から永久的に攻撃され（しつぱ返し（tit-for-tat）戦略）、利得は2しか得られなくなることが予想される場合、イ国が攻撃により一度だけ受け取れる利得5とそれ以降に受け取る利得2より、攻撃しないことにより一貫して受け取れる利得4の方が大きいと考えれば、結果としてイ国はロ国を攻撃しない、即ち「協力」することになる。¹⁴ ロ国も同様であり、お互いに相手国との将来の関係を重視する場合、宥和戦略を採用し「協力」が均衡となる。そして、それが慣行となり法的確信も伴えば国際慣習法となる。¹⁵

この囚人のジレンマ状況における「協力」は、上記のような繰り返しがなくとも、相手の「評判」を戦略決定の要

素に含めることで生まれることがある。¹⁶

一定の仮想空間を設定し、100体のエージェントが1対1で四人のジレンマのゲームを行うシミュレーションを実施し分析した研究がある。¹⁷ 100体は、常に攻撃戦略をとる無条件利己主義者 (defector)、常に宥和戦略をとる無条件利他主義者 (cooperator)、相手の評判を見て、やり取りをすると決定した相手には宥和戦略をとる選別的利他主義者 (discriminator) の三種類の中からランダムに選ばれ、仮想空間上に配置される。ゲームの結果、獲得する利得が低い主体は淘汰され、淘汰された数と同数のエージェントが上記三種類の中からランダムに選択されて空間上に補充される。¹⁸ そのシミュレーション結果は図5・図6の通りである。なお、ベータ (β) は、評判の悪い主体 (過去に攻撃戦略を選んだことのある主体) や評判の履歴がない主体とやり取りをする確率を示している (評判の良い主体とは常にやり取りをする)。

図5は、選別的利他主義者が評判の悪い又は評判の履歴のない主体と0.5の確率でやり取りをした場合のシミュレーション結果である。無条件利他主義者と選別的利他主義者はともに、無条件利己主義者に搾取され淘汰されてし

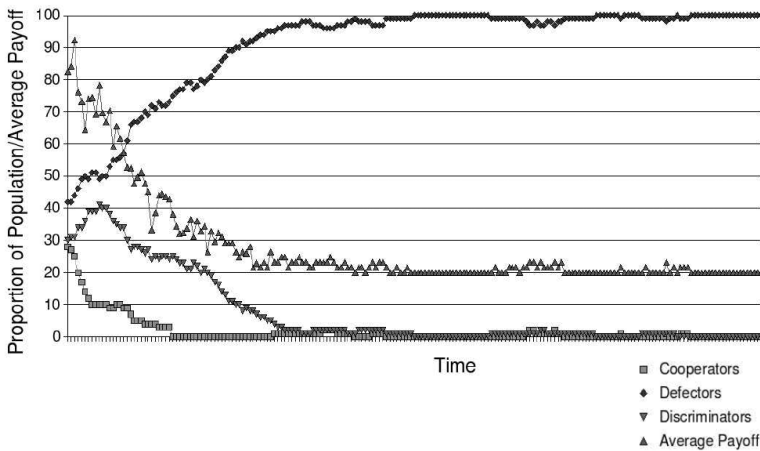


Fig. 5. Proportion of cooperators, defectors and discriminators, and average payoff to each agent over time when $\beta = 0.5$

図5

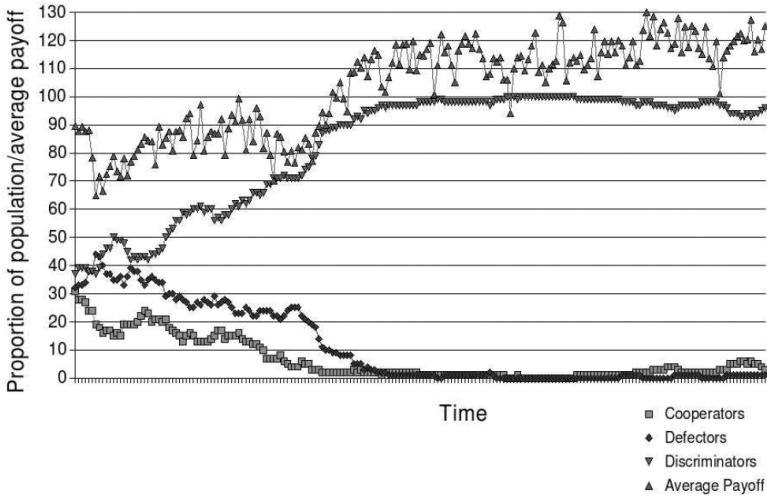


Fig. 6. Proportion of cooperators, defectors and discriminators, and average payoff to each agent over time when $\beta = 0.1$

図6

まうことが分かる。そして、無条件利己主義者が大半を占めるようになった空間において、お互いに攻撃しあうやり取りが主として行われる。いわば、空間全体が囚人のジレンマ状況に陥った状態である。その場合、エージェントの得られる利得 (payoff) の平均は比較的低くなる。

一方、図6は、選別的利他主義者が評判の悪い又は評判の履歴がない主体と0・1の確率でしかやり取りをしない場合のシミュレーション結果である。その場合、選別的利他主義者が他の二者を淘汰する。まず、無条件利他主義者は無条件利己主義者に搾取され早急に淘汰される。その後、無条件利己主義者と選別的利他主義者とがゲームの相手として配置される割合が増えるが、選別的利他主義者は無条件利己主義者らとのやり取りを0・9の確率で回避するため無条件利己主義者は搾取できない。その結果、無条件利己主義者の大半が淘汰される。なぜならば、無条件利己主義者は無条件利己主義者とやり取りをする機会が増え、選別的利他主義者は選別的利他主義者とやり取りをする機会が増えるが、無条件利己主義者同士がやり取りをする場合は双方で攻撃し合う一方で、選別的利他主義者同士がやり取りをする場合は、お互いに宥和戦略を採用するため、パ

レート効率的な後者が得られる利得の方が前者よりも多くの利得を得ることができ、その結果、後者が前者を淘汰するからである。そして、選別的利他主義者が大半を占める空間内では、お互いに宥和戦略をとり、社会全体が囚人のジレンマ状況を回避するため、エージェントの得られる利得の平均は比較的高くなる。

また、図7は、ベータの値を変えて上記のようなゲームをそれぞれ1000回繰り返し返した後の無条件利己主義者と選別的利他主義者の空間内の割合を示すデータである。これを見ると、ベータが0.1近傍の時には、選別的利他主義が、ベータが0.5以上の時には無条件利己主義が進化的に安定な戦略 (Evolutionary Stable Strategy) であることが分かる。¹⁹ ベータの値がわずかに変わること、即ち、空間を構成するエージェントの一部が自らの戦略をわずかに変化させることで、空間全体のエージェントの種類の場合が大きく変わってしまうのである。

二 制度生成における政府の役割

国内の制度生成過程も国際慣習法の生成過程と基本は変

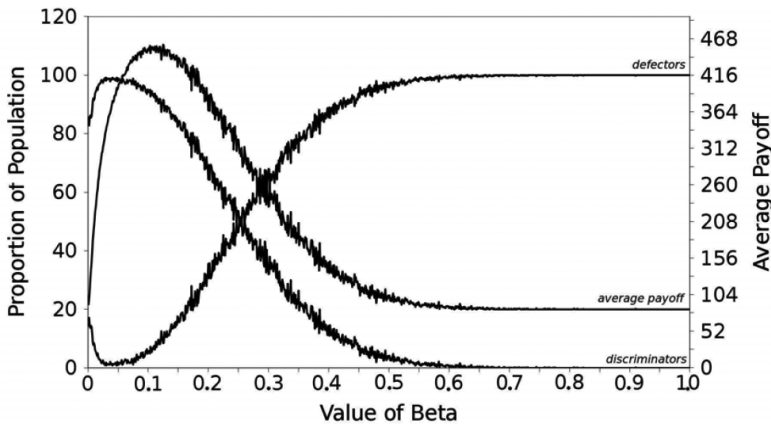


Fig. 7. Proportion of cooperators, defectors and discriminators, and average payoff per agent as β is increased

図7

わらない。そのため、国際慣習法と同様の問題を内包する。²⁰

「利害の一致」の状況がある場合、何らの措置を講じなくとも自生的に制度ができるが、「調整」・「強制」・「協力」が必要である状況において、意図的に制度を制定しない限り、望ましい制度の実現は困難である。²¹

例えば、囚人のジレンマの構造がある場合、無条件利己主義者の機会主義的行動を抑止する「強制」などの措置がなければパレート効率的な制度構築の実現可能性は下がる。²²

かかる状況を解決するため政府が必要になる。死刑制度を導入することで殺人を抑止できるように、政府の制度制定で各主体は「万人の万人に対する闘争」の自然状態から抜け出せる。²³

「調整」により均衡が生成される場合にも、政府が必要とされる。即ち、複数の均衡がある場合、どの均衡を選ぶかの指示を出す役割を政府が担う。例えば、車道は日本では左側であり米国では右側である。どちらにするかは自由だが、どちらかに決定しなければならぬ。政府がその決定をすることで、パレート効率的な均衡状態を実現できる。

政府の役割として「均衡の明確化」も挙げられる。制度が不明確な場合、各主体による過誤や暗黙のルールからの意図的な逸脱等、さまざまな不均衡費用が発生する。こうした不均衡費用を軽減するために、政府が、暗黙的な行動選択ルールの明文化、明確化、及び実効化を図ることが有益となる。²⁵これにより主体の行動選択ルールに関する不確実性が削減され、行動選択の自由度を高めることが可能となる。²⁶更に、政府は規範を示すことで、各主体に新たな共有知識を与え、制度を自ら望む方向に誘導することもできる。²⁷

前述のシミュレーションにおいて、選別的利他主義者に淘汰された空間と無条件利己主義者に淘汰された空間を示した。前者の空間においては、選別的利他主義に基づく制度が形成され、後者の空間においては、無条件利己主義に基づく制度が生成される。同時に、それぞれの空間では、その制度に関して共有知識も生成される。つまり、前者の空間をイ国、後者の空間をロ国とすると、イ国においては選別的利他主義がイ国民の国家観となり、ロ国においては無条件利己主義がロ国民の国家観になる。

このように国家観は、各国ごとに異なるものとなる。そ

して、歴史を見ると、その相違は、政府が規範を示すことを通じ各主体に共有知識を与え制度を望む方向に誘導することから生じている場合がしばしばみられるのである。

三 日本人の国家観と十七条憲法

日本人の国家観はどのようなものか。それは前章のイ国民の国家観と同様、選別的利他主義ではないだろうか。それは、島国であり他国からの侵略に遭いづらいつらいつらという地政的特性²⁸及び稲作中心の日本の農業協同社会²⁹という日本国家の構造に由来すると考えられる。日本人は、閉鎖的空間の中で長年、繰り返しゲームを続けて来た。そして、やり取りをする相手をウチとヨソに選別し、³⁰ 評判の履歴のないヨソ者とのやり取りを回避し無条件利己主義者の侵入を抑えるとともに、ウチと呼ばれる集団内では、無条件利己主義に基づき行動した者を「恥」概念に基づき³¹ 評判を下げ、村八分に³² 見られるような制裁を科すことで無条件利己主義の蔓延を阻止してきた。その結果、選別的利他主義が進化的に安定な戦略となり制度化されたと考えられる。

このような選別的利他主義に基づく制度は、推古十二年

(六〇四年)に制定された『十七条憲法』により政府が規範として明確化することで、日本人の共有知識となり、より安定したと考えられる。

この憲法は、「慣習が洗練された形で定式化された固有法」であり、「日本の国体の在るべき様を実に簡潔的確に言い表している」と評される。³³

注目すべきは、第一条「以和為貴」、第十条「不怒人違」、第十七条「不事不可独断」である。³⁴ これらの条文を見ると、十七条憲法は、「和」による対立融和を根本規範とし、その前提として、個々人の価値感の多様性を認めること、及び、対話に基づき協調することを義務付けた規範であることが分かる。³⁵ 同時に、第六条「懲悪勸善」、第九条「每事有信」の条文を見ると、他人の信頼を裏切る機会主義的行為³⁸を悪とみなし、和を乱す機会主義者に対し厳格に制裁を科すことを規範化している。

結果、「我が肇国の事実及び歴史の発展の跡を辿る時、常にそこに見出されるものは和の精神である」と言われるように、日本の制度は、「和の精神」即ち選別的利他主義に基づくものとなった。この精神こそ、日本人の国家観といえ、終身雇用制などの日本的経営や同じ相手との安定し

た夫婦関係などに見られるように、日本社会を特徴づける制度を形作り、機会主義的行為を封じてきた。⁴¹

そのお陰で、前述のシミュレーションにおいて選別的利他主義者に淘汰された空間内のエージェントの利得の平均が相対的に高かったように、日本人は社会や経済の効率的な運営を達成してきたと言える。

おわりに

グローバル化が進む中、日本人が戦略的相互作用を展開する空間は日本人コミュニティのみに限定されなくなり、また、コミュニティ内においてもコミュニケーション技術の進歩などに伴い一度限りのやり取りや匿名性がある状態でのやり取りが頻繁に行われるようになった。そのため、上述の制裁措置の実効性が弱まっている。選別的利他主義に基づく戦略の有効性が低下し、無条件利己主義に基づく戦略を採用する機会主義者に淘汰される環境が醸成されつつある。

この状況を受け入れ、和の精神に基づく国家観を放棄し、機会主義に基づく国家観と、それに整合性ある制度を構築

していくのか、あるいは、日本人の共有知識に影響を与える憲法などの規範の見直しを通じて、和の精神を再び明確化するなどにより日本人の伝統的國家観と整合性ある制度を再構築し、さらには、その制度及び共有知識を日本国外にまで拡げていくのか。⁴² 即ち「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地位を占める」⁴³ 方向に進むのか、二つの選択肢がある。⁴⁴ そのどちらを選ぶのか、言い換えれば、國家観の軸をどちらに置くのかは、十七條憲法第十七條に規定する「大事」であり、「かならず衆とともに論う」⁴⁵ べき問題であろう。

注

1 坂本多加雄「国家学のすすめ」〔筑摩書房、二〇〇一年〕十頁十二頁へ一般の人々の間においても、国家という存在がきわめて軽く扱われているくらいがある。例えば、昨年のあるアンケート調査によれば……日本国民であることへのこだわりはない、他国の国籍をとつてもよいと考える人々が、二十歳代で四〇パーセント、女性だけでは何と五〇パーセントに上るといふ〔読売新聞〕平成十二年一月二十一日〕……ここで興味深いのは、ある女性の回答者が、「戦争のない時代に生まれた私たちは、国籍を意識せず
に育つたと思う」と述べていることである。…「戦争のない時代」

という認識は、世界に当てはめて考える限り、端的に誤りである。実際、日本ならぬ世界に「戦争のない時代」が訪れたことはなく、世界の大部分の国々は、この半世紀、実際に戦争を経験するか、その脅威を実感し、戦争に至らないまでも他国との激しい対立を経てきた。そうした国々の人々が「国籍や国の枠」を意識しないことではないはずである。そんな呑気なことを言っているのは、日本人のなかの「私たち」だけだということになる。実際、日本人を簡単に自国民にしてくれる外国はないし、また、外国のなかには、日本とは異なり、徴兵義務など、日本以上に厳しい国民としての負担を課してくる国もある。

- 2 青木昌彦（瀧澤弘和・谷口和弘訳）『比較制度分析に向けて新版』（N T T出版、二〇〇三年）一六七・一六八頁。
- 3 『大辞泉（第二版）上巻』（小学館、二〇二二年）一六八六頁。
- 4 青木昌彦、前掲書、一四頁。
- 5 ダロン・アセモグル、ジェイムズ・ロビンソン（鬼澤忍訳）『国家はなぜ衰退するのか（上）』（早川書房、二〇一三年）七五頁。
- 6 ハーバート・ギンタス（成田悠輔他訳）『ゲーム理論による社会科学の統合』（N T T出版、二〇一一年）二〇頁～二二頁（2人の合理的個人がナッシュ均衡をプレイするには直接的な十分条件がある……その条件とは、合理性についての共有知識、ゲームおよび利得についての共有知識、そして（相手が何を選ぶかという）予想についての共有知識である）。
- 7 青木昌彦、前掲書、二六〇～二六六頁。
- 8 先崎彰容『ナシヨナリズムの復権』（筑摩書房、二〇一三年）八九頁（私たちは「同じ問題」の周囲を堂々巡りしている。……そ

の課題とはナシヨナリズムとは何か、という問いである。この国は世界でどう振る舞い、さまざまな国家を相手に今後何を主張していくのか、という問いである……日本人自身が、自分の国をどうしたいのか、どのようにデザインしたいのか……問われているのは、日本の国柄それ自体であり、私たちの生活スタイルをどうするかということだ。ナシヨナリズムへの問いが、諸問題を後ろから支えている。ナシヨナリズムをひたすら解体・否定すべき対象としてとらえる時期はとうに過ぎ去った。人間と社会のあり方を根本的に考えるには、国家を考えるよりほかないからだ。どのような政治的立場に立つとしても「ナシヨナリズムとは何か」という問いに真剣に答え、国家観の軸を定めておかなければ、沸き起る問題の解決の道を自らの手で切り拓いていくだけの力を持つことはできない）。

- 9 栗林忠男『現代国際法』（慶応義塾大学出版会、一九九九年）六八頁。
- 10 渡邊泰之『国際慣習法成立に関する動態的考察』（慶応義塾大学大学院公法学研究専攻修士論文（未公開）、一九九八年）。Eric Posner, Jack L. Goldsmith, "A Theory of Customary International Law," 66 University of Chicago Law Review 1113 (1999).
- 11 ハーバート・ギンタス、前掲書、五〇頁。
- 12 複数の均衡から均衡を選択する場合、公平性の観点から問題が生じることがある。
例えば、男女が出かける際に山と海のどちらに行くかを考える。男性は山に行く（利得2）方が、海に行く（利得1）よりも好ましいと考え、女性はその逆である。とはいえ、お互い別の場所に

1人で行くことは望まない（利得0）。その場合、二つあるナッシュ均衡のうち、両者が一緒に山に行くこと、を選択すると、男性は利得2を得られる一方で女性は利得1しか得られない。

		男性	
		山	海
女性	山	1、2	0、0
	海	0、0	2、1

ケン・ビンモア（栗林寛幸訳）『正義のゲーム理論的基礎』（NTT出版、二〇一五年）二五八頁（公平規範が進化した理由は、より効率的な均衡が選択可能になるにつれて公平規範を利用する集団は速やかにこれに調整し、古い均衡にとどまっている集団に対して優位に立てるから）との主張が正しいとすれば、その観点からも、公平性の問題については一層の検討が必要であろう。

13 ヘンリー・キッシンジャー（伊藤幸雄訳）『回復された世界平和』（原書房、一九七六年）日本語版に寄せて（一国の安全は、その隣国の自制心だけを頼りにする訳にはいかない。力の均衡が存する

場合にのみ、平和を確保し維持することができる。持続的な国際秩序は、全ての重要な利害関係諸国が承認するような政治的協定に基礎を置かねばならない）。

14 本文の「協力」する条件とは、以下の通り求められる。

$$4 + 4 \times \delta + 4 \times \delta^2 + 4 \times \delta^3 + \dots > 5 + 2 \times \delta + 2 \times \delta^2 + 2 \times \delta^3 + \dots$$

$$0 < \delta < 1$$

* δ は割引因子（将来を現在と比べてどれだけ重視しているかという具体的な大きさ）

$$2(\delta + \delta^2 + \delta^3 + \dots) > 1$$

$$\frac{2\delta}{1-\delta} > 1 \rightarrow \delta > \frac{1}{3}$$

以上より、割引因子（ δ ）が三分の一より大きい場合、すなわちイ国が、口国との将来の関係を比較的重視する場合に協力関係が維持される。

15 これは無限回繰り返しゲームと呼ばれるものだが、この繰り返ししが有限でいつか終わるとしても、ゲームを次回やる確率が十分に高ければ「協力」しあうことが均衡状態となり得る。

16 十一世紀の地中海遠隔地交易に従事した貿易商がゲーム理論の数理モデルから導かれる「評判メカニズム」と「繰り返しゲームのトリガー戦略」を使って「協力」を達成していたことを分析する研究がある。アブナー・グライフ（岡崎哲二・神取道宏監訳）『比較歴史制度分析』（NTT出版、二〇〇九年）参照。

17 Ellis, T.S., Yao, X., "Evolving cooperation in the non-iterated

prisoners dilemma: A social network inspired approach." In: IEEE

Cong. on Evol. Comp. (CEC), September 2007, pp. 736-743 (2007).

18 囚人のジレンマ状況においてやり取りをした結果、低い利得しか得られなかった主体は高い利得を得た主体の戦略を模倣ないし学習し、戦略を改めるとの設定に変えることで「淘汰」という概念がより現実的な想定となる。大浦宏邦『社会科学者のための進化ゲーム理論』(勁草書房、二〇〇八年)二九九～三一二頁参照。

19 進化的に安定な戦略とは、集団のすべての主体がある既存戦略を採用しているとき、突然変異などによって、それとは異なる戦略をとる主体が現れたとしても、進化的に侵入させない性質をもつ戦略をいう。生天目章『ゲーム理論と進化ダイナミクス』(森北出版、二〇〇四年)八三頁参照。

20 例えば、鎌倉幕府には国家的強制力が欠如しており、幕府裁許状を手にしても効力は非常に限定的であったという。古澤直人「鎌倉幕府の法と権力」(笠松宏至編『中世を考える 法と訴訟』(吉川弘文館、一九九二年)一四～一六頁参照)。

21 フリードリヒ・ハイエク(矢島鈞次・水吉俊彦訳)『法と立法と自由 I ルールと秩序』(春秋社、一九八七年)一一八頁。

22 「機会主義 (opportunism)」は「虚偽や脅しや策略を伴った狡猾な自己利益追求」と定義される。オリバー・ウィリアムソン(石田光男・山田健介訳)『ガバナンスの機構』(ミネルヴァ書房、二〇一七年)五頁参照。この点村上泰亮『反古典の政治経済学(下)』(中央公論社、一九九二年)三八九頁「機会主義」という日本語訳は、表現としては弱すぎる。端的に言えばそれは、他人の裏をかき策略によって自分だけの利益を追求するエゴイズムを指すのである。

との指摘もある。

23 政府の必要性について、ホッブス(水田洋訳)『リヴァイヤサン(二)』(岩波書店、一九六四年)二七～三三頁(「我々が自分に対してしてもらいたい通りに、他人に対して行う事のような)自然の諸法が、何かの権力の威嚇なしに、それ自身だけで守られるようになるという事は、我々の生まれつきの諸情念に反する……権力を樹立するための唯一の道は、彼らの全ての権力と強さとを一人の人間に与え、又は……一つの合議体に与える事である」)。

24 この政府の役割を振付師と呼ぶ。「やり取りを行う各主体にとって、もし他の主体が振付師の指示に従うとするならば、自分も振付師の指示に従うことが最適(反応となるような戦略の組)を相関均衡と呼ぶ。ハーバート・ギンタス、前掲書、二〇〇～二〇三頁参照。

25 青木昌彦、前掲書、四七頁。

26 同上、二一五頁。

27 これは規範により意図的に相関均衡を造り出すことを意味する。ハイエクはこれを期待誘導機能と呼ぶ。フリードリヒ・ハイエク、前掲書、一一九頁参照。武家の法典たる『貞永式目』は「慣習法の明確ならざるところを明確にし、慣習法に対して新儀を構えたところを明定した」と言われる。瀧川政次郎『日本法制史(上)』(講談社、一九八五年)二八八頁参照。

28 安岡正篤『続人間維新』(邑心文庫、一九九七年)四三・四四頁(「三十代もさかのほれば、日本の国民、日本民族というものには皆親類だということが数学で極めて簡単にわかる……常に征服、侵略、革命、反乱を繰り返し、血で血を洗ってきた西欧の諸民族では

……すべて相容れざるもの同士の闘争であった。そこからあいうマルクス・レーニン主義的共産革命も起った……これは日本の国体には通用しない。日本はそんな利害相容れざる、全然伝統を異にする侵略者・征服者と、被征服者というものの関係などない。

29 小堀桂一郎『国家理性』を考へる——国家学の精神的側面——
〔錦正社、二〇一一年〕四七・四八頁〔言語化された法〕「宣り」の背後には集団の経験の蓄積という長い時間の所産と社会的慣習という広い空間の合意とが裏付けとして存在する……この構造が成立するためには稲作中心の日本の農業共同社会は最適のものであった。日本人の法感覚、少し進んだ段階を採って言えば法治主義の意識は、国土の置かれた風土的環境によって育まれた先天的な民族的資質であったと見てよい（注：旧字体等を筆者変換）。

30 中根千枝『タテ社会の人間関係 単一社会の理論』（講談社、一九六七年）四七頁。

31 ルース・ベネディクト（長谷川松治訳）『菊と刀』（講談社、二〇〇五年）二七二〜二七五頁（日本人は罪の重大さよりも恥の重大さに重きを置いている……恥の文化は外面的強制力に基づいて善行を行う。恥は他人の批評に対する反応である……彼はただ他人がどういふ判断を下すであろうか、ということを推測しさえすればよいのであって、その他の人の判断を基準にして自己の行動の方針を定める。みんなが同じ規則に従ってゲームを行い、お互いに支持しあっている時には、日本人は快活にやすやすと行動することができ……外国人がこれらの礼節を一切無視しているのを見て、日本人は途方に暮れる）。

32 青木昌彦、前掲書、四九〜六二頁。

33 小堀桂一郎、前掲書、四八頁。この点、梅原猛『海女と天皇（上）』（朝日新聞出版、二〇一一年）八六・八七頁（なぜ太子が「仁」という

主観的道德ではなく、「和」という客観的道德を、憲法即ち国の決まりの中心に据えたか……聖徳太子は人間の主観的な内面的倫理より、人と人との関係の倫理が必要だと考えたのである。この関係の倫理が日本では何よりも重要だと考えて、それを「憲法十七条」の中心に置いたのである。私はそれは太子の日本の歴史と現状に照らしての状況判断であったと思う……この「和」の原理は今でも日本社会で通用している。それは日本社会の最もよい部分である。太子は正に日本社会の根本原理を見いだした人と言わねばならない）。

34 聖徳太子（瀧藤尊教他訳）『法華義疏（抄）・十七条憲法』（中央公論新社、二〇〇七年）一四七〜一五一頁より以下抜粋。

一に曰く、和をもつて貴しとし、忤うことなきを宗とせよ。

十に曰く、こころのいかり（忿）を絶ち、おもてのいかり（瞋）を棄てて、人の違うことを怒らざれ。人みな心あり。心おのおの執れることあり。かれ是とすれば、われは非とす。われ是とすれば、かれは非とす。われかならずしも聖にあらず。かれかならずしも愚にあらず。ともにこれ凡夫のみ。是非の利、詎かよく定むべけんや。十七に曰く、それ事はひとり断むべからず。かならず衆とともに論うべし。……大事を論うに迷びては、もしは失あらんことを疑う。ゆえに衆と相弁うるときは、辞すなわち理を得ん。

35 奥田正造編『聖徳太子御憲法玄恵註抄 法隆寺蔵版』（森江書店、一九四〇年）一五・一六頁では、十七条憲法第一条中の「忤」は「悖（道理にそむく。反する）」と同義とした上で、「大学」の「言悖り

て出ずれば亦た悖りて入り、貨悖りて入れば亦た悖りて出ず（他人に向かつて道理に反した言葉を書けば、他人から道理に反した言葉で報いられるように、道理に反して手に入れた財貨は、道理にそむいた方法で奪われる）を引用し「悖」の字句を解説する。「悖」をこう解すると、当該条文は機会主義的行動などを禁ずる規範ということになる。

36 同上、十四頁では、十七条憲法第一条中の「和」の解釈として（人に和合するというも、大義に至っては、非義に同ずべからず。これを和して同ぜずという）と記載している。この点、和辻哲郎『日本倫理思想史（一）』（岩波書店、二〇一一年）一七二頁（注意すべきことは……（十七条憲法）に説かれてるのが「和」であつて、単なる従順ではない）との指摘がある。

37 聖徳太子、前掲書、一四七―一五一頁より以下抜粋。
六に曰く、悪を懲らし善を勧むるは、古の良き典なり。ここをもつて、人の善を匿すことなく、悪を見てはかならず匿せ。それ詭い詐く者は、国家を覆す利器なり。
九に曰く、信はこれ義の本なり。事ごとくに信あるべし。それ善悪成敗はかならず信にあり。

38 奥田正造編、前掲書、一八二頁（人として信あれば人の為に信ぜらる。心に虚妄なき是を信という）。同上、一八四頁（信は欺かず也）。

39 文部省編『国体の本義』（文部省、一九三七年）五〇・五一頁。なお、片岡龍『平和としての『和』』（荒木勝監修『東アジアの共通善和・通・仁の現代的再創造をめざして』（岡山大学出版会、二〇一七年）九七頁（戦時体制が強化される過程で……文部省は『国体の本義』

……を刊行する……「没我同化」し、おのおの「分」を守りながら「和」を実現していくことが、日本国民のあるべき姿と説いた。このように個人主義批判の根柢が、最終的に「和」に帰されたところに、「和」と集団主義の不幸な結びつきの始まりがある」との指摘がある。

40 山岸俊男『信頼の構造——こころと社会の進化ゲーム』（東京大学出版会、一九九八年）六頁。

41 この和の精神は、日本人の意識に「あらゆるイデオロギー（教義）の拒否を導き出した」と解される。丸山真男『日本の思想』（岩波書店、一九六一年）十六頁（思想的「寛容」の伝統にとつて唯一の、異質的なものは：精神的雑居性の原理的否認を要請し、世界経験の論理的および価値的な秩序を内面的に強制する思想であった。近代日本においてこうした意味をもつて登場したのが、明治のキリスト教であり、大正末期からのマルクス主義にほかならない……もし右のような要請をこの風土と妥協させるならば、すくなくも精神革命の意味を喪失し、逆にそれを執拗に迫るならば、まさに右のような雑居的寛容の「伝統」のゆえのはげしい不寛容にとりまかれる）。

42 日本、韓国、中国の各代表的思想である和、通、仁を現代東アジアの共通善（Common Goods）とすべき、との主張がある。荒木勝監修、前掲書参照。

43 極東国際軍事裁判における鶴沢総明の最終弁論の原稿には（聖徳太子の十七条憲法では、印度、支那、日本に発達した平和理想が取り入れられた）との記載がある。鶴沢総明『法律哲学』（明治大学、一九八三年）三一六頁参照。

44 和の精神を国際社会で普及するためには、やり取りの相手を選

別する評価の技術が必要となる。即ち、山岸俊男、前掲書、七・八頁（特定の相手が信頼できるかどうかについての情報に敏感であるだけではなく、相手が実際に信頼に値する行動をとるかどうかをより正確に予測できる）ことが求められる。この点、洪沢栄一は（見る程の人をことごとく泥坊と違って接することになれば自分の信条にもまた誠意がなくなり、彼は己を瞞しに来たのだから欺されぬようにこの方からその裏を搔いてやれと、偽りに接するに偽りを以てし、巧言令色を迎うるに巧言令色を以てするようになる。かくあい互に欺瞞し合つて背後で赤い舌を吐くようになる」と、世の中は全く治まりがつかぬこととなり、世道人心に悪影響を及ぼすべし。このゆえに余は人に接し客を見るに、ことごとくこれを泥坊と思うがごとき心情を以てせず……孰れも誠意を以てご応接申し上げ、正心を披瀝することに致しているが、その間にも余にはまた余の人物観察法というものがあつて、ご来訪下さる多数の方々について、一々識別を致すことにしている」と述べている。洪沢栄一『論語講義（一）』（講談社、一九七七年）九八―一〇〇頁参照。

45 衆議を重んずるのは日本の伝統と考えられる。瀧川政次郎、前掲書、二九一頁（寺家法の特徴は……聖徳太子の憲法にもいえるごとく……人々の和を貴んだから、大事は一人断ぜずして、衆とともに議することを要するものと考えられた。故にこの時代（筆者注：鎌倉幕府開府から明治維新まで）の寺院法は、いずれも一人の有力者の独裁によって立法せられずに、一山の衆徒の合議によって作られた）。明治元年（一八六八年）に布告された『五箇条の御誓

文』で「万機公論に決すべし」と規定したことも、その反映と言える。この点、吉田茂首相は以下の発言をしている。（大日本帝国）憲法は御承知のごとく五箇条の御誓文から出発したものと云つてもよいのでありますが、いわゆる五箇条の御誓文なるものは、日本の歴史・日本の国情をただ文字に表しただけの話でありまして、御誓文の精神、それが日本国の国体であります。日本国そのものであつたのであります。この御誓文を見ましても、日本国は民主主義であり、「デモクラシー」そのものであり、あえて君権政治とか、あるいは圧制政治の国体でなかつたことは明瞭であります。第九〇回帝国議会衆議院本会議会議録昭和二十一年六月二十五日第五号参照。